

平成23年度 事業計画

(検 査)

1. 浄化槽の構造および浄化槽法に基づいた適正な設計・施工を期するため、協会検査員による協会検査業務を行う。
2. 浄化槽法第7条および第11条による法定検査業務を行う。

(機能保証)

3. 浄化槽の健全な普及と国民の信頼を高めるため、機能保証制度を推進する。

(調査研究)

4. 浄化槽に関する調査研究、特に高度処理浄化槽を含む認定浄化槽の調査研究を行う。
5. 浄化槽の各種事例について調査を行い、処理性能の安定確保を図るための研究を行う。

(広報宣伝)

6. 広報「浄化槽あいち」、「愛浄協ニュース」の発行を発行し、浄化槽に関する情報を提供する。
7. 建築総合展・ハウジング&リフォームあいちなどの展示会において、浄化槽の正しい知識の普及および教育宣伝を行う。
8. 浄化槽法の主旨・運用について、広報活動を行い生活排水に関する正しい知識の普及に努め、浄化槽の設置者に対し適正な使用および管理の方法を指導するとともに法定検査の啓発を行う。

(相 談)

9. 浄化槽に関する設置および使用方法並びに苦情等の相談を行い、必要に応じ現地指導を行う。

(技術の向上)

10. 浄化槽の構造および施工並びに管理に関する技術・視察研修会を開催するなど技術の向上を図る。
11. 浄化槽法に基づく試験および講習等に関する受託業務を行う。

(設置届出および適正設置)

12. 浄化槽の適正な届出・設置を期するため、設置者・施工者に対する啓発指導を行い、か

つ、設置届出の円滑化を図るため、届出用紙の頒布並びに作成要領の指導を行う。

13. 愛知県浄化槽指導要領に基づく浄化槽工事報告書提出の業務を補完する。

(組織の強化)

14. 組織の育成強化に努める。

15. 生命共済制度などの普及により、会員の福利増進を図る。

(行政協力)

16. 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出の円滑化を図るため、登録及び届出などの手続きを行う際の指導を行う。

17. 浄化槽に関する行政機関及び関係団体との連携を密にし、連絡協調のための必要な会議を開催する。

(合併処理浄化槽設置の推進)

18. 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が円滑に行えるように推進する。

19. 浄化槽市町村整備推進事業を積極的に推進する。